

奈良工業高等専門学校教職員顕彰に関する内規

令和7年10月9日制定

(目的)

第1条 この内規は、教員・技術職員の意欲向上と教育の質の向上を図るため、本校において教育研究活動、課外活動、教育内容・方法の改善、教育実践、学生指導、管理運営等に顕著な功績をあげた教員および技術職員を顕彰することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰は、次の各号に掲げる種類とし、各年度における実施の有無は都度校長が判断するものとする。

- 一 ベストティーチャー賞（教育内容・方法の改善・実践等に顕著な成果をあげた教員）
- 二 教育貢献賞（課外活動、教育支援活動、学生支援、地域連携等において顕著な貢献をした教員・技術職員）
- 三 校長特別賞（その他、校長が特に顕彰に値すると認めた教員・技術職員）

(対象者)

第3条 顕彰の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす常勤の教員・技術職員とする。

- 一 本校において5年以上継続して勤務していること
- 二 学生指導必携に沿って、基本的職務を適切に遂行していること
- 三 推薦を受けた時点から過去5年間に渡って懲戒処分等を受けていないこと

(選考方法)

第4条 一般教科主任、学科主任、専攻科長、副校長および教育研究支援室技術長は、前条の要件を満たす者で顕彰に相応しいと考える者について、推薦事由書（様式1）を提出して、校長に推薦することができるものとする。

- 2 校長は、校長の判断で顕彰対象者を決定することができるものとする。
- 3 校長は、必要に応じて「教職員顕彰選考委員会」を設置し、意見を聴取できるものとする。

(顕彰方法)

第5条 顕彰は、年度末または始業式等の式典等において、校長名で表彰状を授与して行うものとする。

- 2 前項に定める顕彰には、副賞を添えることができるものとし、内容については校長が毎回決定するものとする。
- 3 受賞者の取組等については、学内広報又はホームページ等で紹介するものとする。

(雑則)

第6条 この内規の運用に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この内規は、令和7年10月9日から施行する。

(様式 1)

推 薦 事 由 書

推薦者	役職：	氏名：
被推薦者	所属・役職：	氏名：
推薦する理由（選んだ経緯・根拠を含め、推薦する具体的な理由を記入すること。）		

※A4 版 1 ページに収めること。必要に応じて、説明資料を別紙で付けることができる。
技術職員の場合は、略歴も添付してください。